

第4回 太田市下水道事業審議会 摘録

会議名	第4回 太田市下水道事業審議会
日時	令和4年4月26日（火）午後1時30分～午後3時00分
場所	太田市役所4階 常任委員会室
次第	<p>【第4回下水道事業審議会】</p> <p>(1) 開会 (2) 部長挨拶 (3) 審議事項・協議事項 (4) その他（次回開催日程及び審議内容） (5) 閉会</p>
【太田市下水道事業審議会】	
事務局	<p>(1 開会)</p> <p>只今より第4回太田市下水道事業審議会を開会いたします。 進行を務めさせていただきます、下水道課の亀山でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、新年度の組織改正等による委員の変更がございましたのでご紹介をさせていただきますと思います。</p> <p>商工団体の代表といたしまして、太田市新田商工会事務局長 正田 吉一委員。本日は、所用によりご欠席となります。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局も新年度による組織改正がありましたのでご紹介をさせていただきます。</p> <p>太田市 都市政策部長の田村です。 太田市 都市政策部 副部長の富島です。 下水道課 管理係 課長補佐の荻野です。</p> <p>以上、3名が新しく就任いたしました。宜しく願い致します。</p> <p>それでは、審議会の進行に移らせていただきます。本会議は、前回の会議に引き続きまして、情報公開の必要があり、議事録作成や会議終了後、市ホームページ等により公開しなければならないため、会議内容は録音させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市下水道事業審議会条例第6条第2項に</p>

	<p>「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は14名の委員のうち11名にご出席いただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>(2 部長挨拶)</p> <p>次に、審議会の開催にあたり都市政策部長の田村よりご挨拶を申し上げます。</p>
部長	<p>改めまして皆様こんにちは。この4月から都市政策部長としてお世話になることになりました田村と申します。宜しくお願い致します。本日はお忙しい中、第4回下水道事業審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。コロナの収束も見えない中で、お集まりいただくことに気が引けるところもございますが、色々な部分に気を遣いながら会議をさせていただければと思いますので宜しく申し上げます。</p> <p>本日は、前回の審議会に引き続きまして、『下水道使用料の適正化』についてご審議をいただきまして、最終的な改定案をまとめていただければと思います。このあとですね、事務局より改めて説明をさせていただきまして、その後委員の皆様にご審議をしていただく予定になっておりますので、是非とも委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただき、今後の太田市の下水道事業運営の方向性を示す結果となればよいと考えております。</p> <p>それでは、長時間となりますが、どうぞよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>(3 審議事項・協議事項)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから会議に入りたいと存じますが、その前にお手元にあります資料のご確認をお願い致します。使用する資料は1つございまして表紙の右上に資料1と書いてあります。資料が不足しておりましたら、お申し付けください。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思っております。長谷川議長宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>はい。では、本日もよろしくお願いいたします。</p>

	<p>では早速ですけれども、議事を進めさせていただきます。それでは、審議事項・協議事項ということで、本日審議の内容でございますので、こちらについて事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>事務局の中澤です。第4回太田市下水道事業審議会の次第にもとづきご説明させていただきます。</p> <p>「(次第3 審議事項・協議事項) 下水道使用料の適正化」についてご説明させていただきます。前回の審議会では、下水道使用料の改定については”おこなう”という方向性で決定致しました。今回は使用料の適正化(改定)について、前回に引き続いて委員の皆様にご審議いただきたいと思えます。事務局より改めて改定2案の説明を行ったのち、前回委員の皆様からいただいた質疑や意見を基に事務局として回答させていただきます。その後、最終的な下水道使用料の改定案の審議・決定を行いたいと思えますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際には、前にありますマイクのボタンを「オン」にして、赤いランプ点灯の状態でご発言していただき、終わりましたら、「オフ」にさせていただきますようよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>前回第3回の審議会では、繰り返しとなってしまいますが、下水道使用料の改定については”おこなう”という方向性で決定致しました。本日は、改めて、『下水道使用料 現行料金+改定2案』について簡単にご説明させていただいた後、前回委員の皆様からいただいた意見を基に事務局としての回答を述べさせていただいた上で、下水道使用料の改定案について引き続きご審議いただき、最終的な改定案の決定をお願いしたいと思っております。宜しくお願い致します。</p>
事務局	<p>本日の説明資料になりますが、表紙の右上に資料1と記載してありますものを使用致します。それでは、ページを進めていただいて、2ページをご覧ください。目次の内容に沿って説明させていただきます。「1. 下水道使用料改定案の審議・決定」とあります。こちらで、前回提示させていただいた改定2案と現行料金や周辺市町との比較を改めて簡単にご説明させていただきます。そして前回、委員の皆様からいただいた意見に対する事務局としての回答を述べさせていただきます。その後、長谷川会長に進行をお願い致しまして、改定2案についてどちらの案が良いかを委員の</p>

	<p>皆様にご意見いただきご審議いただき、最終的な改定案の取りまとめが出来ればと考えております。続いて、目次の「2. 今後の料金改定の課題」とあります。こちらは、今回の料金改定からさらに今後の改定における課題を述べさせていただきます。そして、目次の「3. 料金改定までの流れ」とあります。こちらは、今回審議会で決定する改定案を基に、実際に料金改定がされるまでの一連の流れを簡単にご説明させていただきます。以上が目次となります。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ページをめくっていただき、3ページをご覧ください。はじめに「1. 下水道使用料改定案の審議・決定」という事で、前回のおさらいも兼ねて、現行料金と改定2案について改めて説明させていただきます。図表及びグラフがそれぞれ①、②、③と3つ並んでおります。すべて税抜価格で2ヶ月に1回の徴収した際の金額で表記しております。まず一番左の図とグラフである①が太田市の現行の料金体系となります。現行では、一部使用料制の従量制（均一型）で1m³あたり101円の料金体系となっております。下の表にありますが、令和2年度の使用料総収入は約10億6千万円となっており、（汚水処理費用に対して、どれだけ使用料で賄えているかを示す）経費回収率は67.3%となります。そして続いて、段階的な改定ということで今回の改定では、経費回収率80.0%を達成する改定2案を説明致します。まず真ん中の図とグラフである②が1つ目の改定案となります。こちらが現行料金体系である『一部使用料制の従量制（均一型）』と同じであり、その単価を1m³あたり101円から1m³あたり120円に引き上げた料金体系となります。現行料金に対し、一律約2割増の改定となります。青い枠で囲われた図を見ていただくと、①の現行料金101円の直線角度が緩やかな斜線であるのに対し、②では、120円とすることで斜線角度が少し急になるといった感じになります。この料金体系で試算した場合、使用料総収入は約12億6千万円弱となり、現在の総収入に対し+約2億円弱の使用料収入増となり、経費回収率は80.0%となります。次に右の図とグラフである③が2つ目の改定案となります。こちらは『一部使用料制の従量制（逡増型5段階）』の料金体系となります。現行料金と改定案1である「均一型」は線グラフで直線で斜めに描いてるように、使用する水量の多い少ないに関わらず単価を均一で徴収するの</p>

	<p>に対し、改定案2の「逓増型」は、線グラフの青線で右に行くほど曲線が上に曲がるように描くように、使用する水の量が多くなればなるほど料金が高くなる料金体系となります。使用水量毎に5段階の従量単価を設定し、令和2年度の調定データを基に年間の平均使用料単価120円になるように試算した料金体系が図の料金体系となります。2ヶ月徴収では、1～20m³までが110円。21～50m³までが120円。51～300m³までが130円。301～500m³までが140円。501m³以上が150円となります。この料金体系で試算した場合、使用料総収入は、約12億6千万円強となり、現在の総収入に対し+約2億円強の使用料収入増となり、経費回収率は80.2%となります。最低単価を現行料金に対して、1割増である110円に設定し、水量毎に5段階に単価を分け、10円ずつ単価を上げており、最高単価を総務省の示す適正単価である150円と設定した使用体系となっています。</p>
事務局	<p>それでは、次の4ページをご覧ください。2つ提示した改定案のそれぞれの特徴を改めて簡単に説明します。左の図表の改定案1である一部使用料制の従量制（均一型120円）では、使用した水量に応じて、120円×m³数で計算するので、使用した実態に伴った料金であり、かつ非常にわかりやすい料金体系であるといえます。それに対し、右の図表の改定案2である一部使用料制の従量制（逓増型5段階120円）では、使う水量が少ない「一般家庭」からの負担を小さくする代わりに、使う水量が多い「事業所」からの負担を大きくする料金体系であり、多くの自治体が従量制に採用しているのが、この逓増型という型となります。</p> <p>太田市下水道経営戦略に基づき、段階的に改定を行い経費回収率100%を目指すということで、まずは、経費回収率80%を達成するという中で、その料金体系を基本料金なしの均一型とするか、逓増型とするかの2択にて提示させていただきました。</p>
事務局	<p>それでは、現行料金に対して、改定案とした場合にどれくらい変動があるのか、グラフを用いて周辺25市町と比較しながら改めて説明させていただきます。次のページの5ページをご覧ください。グラフで上から順に、2ヶ月あたりの40m³、500m³を使用した際の下水道使用料の金額と周辺市町における順位となっておりまして、さらに次のページの6ページが</p>

5000 m³、10000 m³使用した際の下水道使用料の金額と周辺市町における順位となります。グラフで太田市は、3色の色がついた吹出しがありますが、黄色の吹出しで「太田①」が現行の料金体系均一型101円の場合の価格帯です。緑色の吹出しで「太田②」が料金改定案1の均一型120円の場合の価格帯です。赤色の吹出しで「太田③」が料金改定案2の逡増型120円の価格帯です。その他所々吹出しが出ておりますが、こちらは、周辺25市町のなかから、群馬県の主要な市と隣接した市町、そして同じ西邑楽流域下水道を構成する大泉町、邑楽町、千代田町等の10市町にピックアップして比較の対象としています。

最初に5ページの2つグラフがある中で上のグラフの一般家庭を想定した2ヶ月当たり40 m³使用した場合のグラフをご覧ください。吹出し黄色の「太田①」が現行料金の均一型101円であり、2ヶ月にかかる金額は4,040円となります。括弧内の数字は1 m³あたりの平均単価であり、4,040円÷40 m³で101円となります。吹出し緑色の「太田②」の改定案1均一型120円の場合では、2ヶ月にかかる金額は4,800円であり、平均単価は120円です。それに対し吹出し赤色の「太田③」の改定案2逡増型120円の場合では、2ヶ月にかかる金額は4,600円で改定案1よりも若干安い金額であり、段階的な平均単価は115円となります。吹出しでも記載していますが、この一般家庭を想定した2ヶ月あたり40 m³の水量では、吹出し緑色の「改定案1（太田②）の均一型」に対して、吹出し赤色の「改定案2（太田③）の逡増型」の方が安い価格帯となります。そして改定をしたとしても、周辺市町平均程度の価格帯に位置づけされるようになります。

続いて、事業所を想定している2ヶ月検針で500 m³、5000 m³、10000 m³の場合は、同じトレンド（傾向）なのでまとめて話させていただきますが、次のページの6ページの下グラフ10000 m³の場合ですが、吹出し黄色の「太田①」の現行の料金体系は、周辺市町で最低水準の価格帯であり、2ヶ月にかかる金額は101万円となります。それに対し、吹出し緑色の「改定案1（太田②）の均一型120円」とした場合は、2ヶ月にかかる金額は120万円となります。+19万円の増加で約2割弱の増加率です。一方で、吹出し赤色の「改定案2（太田③）の逡増型120円」

	<p>の場合は、2ヶ月にかかる金額は1,491,300円となります。+481,300円の増加で約5割弱の増加率です。吹出しにも記載しておりますが、事業所を想定した使用料については、周辺市町で最低水準である現行の価格帯から、事業所の負担が大きくなる「改定案2（太田③）の逡増型」を採用したとしても、周辺市町の平均より低い価格帯に推移することがグラフから分かると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、以上が前回の審議会のおさらいの説明となりますが、前回委員の皆様の見解をいただいたなかで、事務局としての考えをいくつか回答させていただきますので、7ページをご覧ください。まず一つ目の意見として、「料金改定の時期」における意見がございました。とりわけ、「コロナ禍の今改定を行うべきなのか」という意見がございましたが、それに対する事務局の回答をさせていただきます。まず1点目として、人口減少による収入減、設備更新等による支出増により、赤字の拡大が想定される中で、見直し待ったなしの現況があるということ。2点目に、コロナ禍の現状の回復の見通しが不透明であり、今回改定を延期したとしても先延ばしが続いてしまう可能性がある点となります。3点目として、下水道を利用していない方からすると不公平感が続いてしまうという点になります。以前から説明させていただいていますが、太田市では下水道使用者の負担を減らす為に、国に認められている以上のお金（税金）を負担してしまっている現況があります。この税金の中には、下水道を利用していない人の分を含めた税金にて補填している訳でありますから、下水道を利用していない人の立場からしてしまうとこの不公平感が今後も継続してしまうということになってしまいます。続いて4点目ですが、第1回目の審議会で説明させていただき今回の資料の10ページに詳しく記載しておりますが、令和7年度までに改定を行わなければ、国の補助金を得られなくなる可能性があるという時限的問題があるという点になります。このまま改定を行わず、令和7年度になると、国が示している補助金の対象外に該当する可能性があり、時間的に差し迫っているところとなっております。</p> <p>下水道課においても様々な費用削減の経営努力をしておりますが、以上4点挙げさせていただいた要因のように改定やむなしの現況があるわけでございます。コロナ禍で厳しい経済状況が続いているところではござ</p>

	<p>いますが、今回の改定はいきなり経費回収率 100%とするのではなく、下水道使用者の負担を出来るだけ軽減する為、段階的改定ということでまずは経費回収率 80%を達成する改定案を提示させていただきましたのでご理解いただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて 8 ページをご覧ください。「逡増型料金体系」に対する意見として、『太田市は企業の街であり、企業（事業所）の負担増は、企業体力の減少に繋がる』というご意見をいただきました。こちらについての事務局としての回答をいたしますが、まず 1 点目として、事業所の社員は、太田市在住の方も多という点であります。均一型の場合、逡増型に比べると一般家庭（社員の方）の家計負担増に繋がることになること。2 点目として、現行の下水道料金における事業所を想定した水量の場合は、周辺市町でも最低水準の料金体系であり、例え今回の逡増型案に決定したとしても、周辺市町平均以下の価格帯であることも踏まえていただいて、事業所の方々にはご理解いただきたいという点となります。</p> <p>以上をもちまして、改定 2 案についてどちらの案が良いかを委員の皆様にご意見いただき、ご審議いただいて、最終的な改定案の取りまとめが出来ればと考えております。</p> <p>それでは、一旦事務局の説明を終わりにさせていただき、審議の時間とさせていただきますので、お手数ですが、長谷川議長、進行を宜しくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ご説明ありがとうございました。只今、事務局より「下水道使用料の改定 2 案（均一型か逡増型か）」について改めて説明がありました。また、前回の審議会でも委員の皆様から出た意見に対する事務局の回答もありました。様々な課題等があるかと思いますが、下水道課でも費用削減の経営努力をしつつも、ただ時期も迫っていることもあり、改定やむなしという現状についてのご説明もありました。このまま改定をしなければ、令和 7 年度からの国からの補助金が打ち切られる可能性があるという時限的問題も差し迫っているという解説もございました。ただ、委員の皆様の見解の中でもでていたように『改定の時期』についてですね。改定については”おこなう”ことはやむなしということで前回ある程度意見がまとま</p>

	<p>ったと思いますが、時期について懸念事項があるかと思いますが。どうしてもコロナの問題、物価上昇、ウクライナの問題も含めて、今後世相がどう動くか分からないという様々な要因による社会情勢の不安定さがありますので、この『改定の時期』という点について、事務局の方から改めて少し考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。事務局の荻野でございます。お答えさせていただきます。太田市としましては、『すぐにでも料金を上げる必要があるとの認識をもち、R5年度には改定を行いたい』と考えております。</p> <p>これまで申し上げております通り、現在赤字経営が続き、料金改定やむなしの現状であることはもちろんですが、その赤字の補填に下水道を使用していない方の分を含んだ税金を投入しており、受益者負担の原則から外れてしまっている状況でございます。下水道を使用していない方々の立場に立ちますと、改定の延期は不公平感がこのまま続く事になるためです。また本来目指すべき料金改定は、単価を150円に引き上げ、経費回収率を100%にすることでございますが、101円から150円までいきなり値上げをさせていただきますと、現在下水道を使用している方々に非常に負担を強いてしまうこととなります。よって配慮致しまして、まずは段階的な改定として単価は120円、経費回収率80%としていきたい。現在の厳しい社会情勢等でございますが、改定やむなしの現状も考慮いただき、ここまで（単価120円、経費回収率80%）の改定については今回ご理解いただきたいと考えております。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。さて『改定の時期』については、事務局からは経費回収率を80%にしている事と改定やむなしの状況にあるとの説明をいただいたわけではございますが、ここで一旦、料金改定の最終決定案を決める前に、この『改定の時期』という点について、少し委員の皆様の方でご意見をいただきたいと思っております。ただ、全員にあてるということはございませんので、改定の時期について何かご意見ございましたら、マイクのボタンを押していただいて、名前とご意見等を言っていただければと思います。事務局からの説明としては今すぐ上げたい訳ですし、経費回収率80%までの改定はご配慮いただきたいとのことでしたが、この改定の時期を延ばすことについて、もし延ばせないか、あるいはそういう風な</p>

	意見等ございましたら、少し委員の方からもお伺いしておきたいと思えますのですがいかがでしょうか。
大口使用者 (森下委員)	はい、SUBARUの森下です。国の補助金が得られなくなるというのが、令和7年というところもありまして、非常に自動車業界が変革期の中、かなり資材の高騰等がある状況には変わらない所になります。ですので、出来ましたら色々な事情はあるかと思いますが、一度令和7年度まで延ばすような考慮をしていただきたいなところが事業者として意見を述べさせていただきたいと思えます。
議長	はい、ありがとうございます。事業者としてのご意見で延ばせるのであれば延ばしていただきたいというご意見がありました。 どうでしょうか。他の委員からのご意見ございませんでしょうか。あるいは、値上げやむなしというのであれば、やむなしでかまわないといった意見でもかまいませんし、延ばしたいというのであれば、延ばしたいというご意見でもかまいませんが、どうでしょうか。
区長会 (橋本委員)	はい、区長会の橋本と申します。先ほどもありましたけれども、ウクライナの問題ですとか、そういったことに伴って物価もみんな上がっているというところでありまして、今すぐに料金を上げるというのはちょっと…というところですし、もう少し様子を見てもいいのではないかとそういう風に思うところがございます。家計の負担がやはりちょっと大きいのかなと現状ではそう思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。ではもう一名ぐらいご意見あればお伺い出来るお時間ありますが、いかがでしょうか。
区長会 (柴田委員)	はい、よろしいでしょうか。区長会の柴田と申します。色々今までの説明の中で、(下水道を使用していない方の)不公平感があるとか諸々ありますけれども、一つ今コロナの感染収束が見えないなかでコロナを(延期の)理由に上げると、何でも通るんですよ。中止だの、反対だの。コロナとは別に、やはり案はきちんと決めた方がいいと思えます。下水道を使用していない方の不公平感、これに対しても、きちんと親切に広報なりでちゃんと市民の皆さんにお知らせをして、早い内から120円まで上げてやらないと、このままずるずる行くと令和7年度という前に色々な工事に着手できないと思えますので、そういう配慮をお願いしたいと思えます。

議長	<p>なるほど、ありがとうございます。インフラ配慮という意味では、なるべく早くということですね。</p> <p>ここまで、「延ばしてほしい」というご意見と、「今後のことを考えるのであれば今すぐにでも取り組むべきである」と2つの意見が出てきましたが、私の意見として、ここは議長の権限で恐縮なんですけれども、料金改定はやらざるを得ないという前提に基づいた上で、料金改定の経過措置。つまり、いくらか待てるのであれば待つということは、事務局としてはいかがでしょうか。今すぐ令和5年度には改定を行いたいと聞いてはいるのですが、興業的な面で生活的な面で、令和7年度というのは難しいと思います。そして、今回料金改定については”やる”ということで決めていますけれども、経過措置、待てる期間がもし設けられることができるのであれば、実際に値上げが反映されるのはその後という運用が出来るかと思います。申し訳ないんですけれども、事務局としてこの経過措置期間を設けるとすれば、どれぐらいであれば待つことが出来るかというところをご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。事務局といたしましては、これ以上の税金の投入というのは避けたいところではありますが、社会情勢等に配慮するという皆様のご意見に沿う形で現行料金をこのまま維持するというのであれば、これは苦渋の中の見解なんですけれども、長くて1年の経過措置を設け、実際には令和6年4月1日からの新しい料金による徴収ということでお願いできればというふうに考えます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。改定時期の猶予期間について、1年までなら取ることが出来るということで事務局からご意見いただきました。広報・周知等を取り組んで、より不公平感の解消のためにも取り組んでいかなければならない、周知をしていかなければならないというご意見も先ほどありましたので、この1年は確かに周知のための時間として使えるかと思うのですが、さて、今いただいたこの1年につきまして、この1年を取る方がいいのか、この1年を1年程度であるのであれば今すぐ（改定の方で）いくほうがいいのか、というところをここで委員の皆様からの方から、全員に対しては求めませんが意見として伺いたいと思います。私のコメントは先に言ってしまうと誘導となってしまいますので、その後させ</p>

	<p>ていただこうと思いますが、何かご意見いかがでしょうか。1年ということですが。</p>
<p>農業団体 (清水委員)</p>	<p>農業委員の清水と申します。私個人的には、値上げというのは致し方ないかなという意見です。本当にこの今、ウクライナやロシア等の戦争とっていいほどの問題で世界情勢の動きがすごい中で、家計にも企業にも、すべての値上げが対象となっていて、これから先の状況が読めない状態で、その1年後に果たしていい方向に進んでいるのか、悪い方向に進んでいるのかという事すら読めない状態だと思うんです。ですから、これでもっと悪い状況、別のなにかが値上げするという事になったときに、そこで「えっ、下水道料金も値上げなの」という事になるというのも分からないから、どうなんでしょう。だから、値上げしないのには越したことはないんですが、情勢がつかめないのであれば、もうここでしっかりと（値上げをするという）判断を下した方が良いのではないかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。他の意見としてはどうでしょうか。</p>
<p>区長会 (橋本委員)</p>	<p>はい、区長会の橋本と申します。この令和7年度までに改定をおこなわないと国の補助金が得られなくなるとあると思いますが、これはどういった法律・規定なんでしたっけ。それと、先ほどの猶予期間の話で1年間とありましたが、1年後は必ず上げるという前提で、周知期間として猶予期間を設けるというのがいいのかなと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。1年の周知期間としての活用として、猶予期間を設けるということですね。150円/㎡の改定に関して、法律的なところという点、事務局の方から少しフォローがございましたら、説明をお願いできますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。わかりました。お手元の資料の10ページをご覧いただきたいのですが、そちらに国土交通省の方から出された事務連絡の通知がございます。枠の中をご覧いただきますと、中ほどにですね、令和7年度以降に、供用開始後30年を経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/㎡未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合には、交付金の重点配分の対象としないというような通知がだされております。で、黄色の矢印が下に伸びていると思うのですが、今回の改定内容と致しましては、使用料を120円/㎡にするという</p>

	<p>ことで、これについては使用料単価が 150 円/m³になっていませんので、こちらについては未達成ということになっています。次に経費回収率ですが先ほど説明がありました通り、80%ということですからクリアになるんですね。最後に使用料の改定年ということですが、前回の改定が平成 22 年度ということで、丁度令和 7 年度に 15 年経過ということに当てはまってしまうんですね。なので、今回の改定で 80%と使用料を改定したということで、この下の 2 つにつきましては達成ということでございますので、この 3 つ全部を達成しないといけないということではございませんので、その中の 1 つでも達成できていれば、重点配分からの対象としないということからは外れるということになります。このような通知がでているわけでございます。宜しくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。そういうことになっていて、該当していれば外れる可能性があるという国からの通知になります。</p> <p>さて、他にご意見ございませんでしょうか。</p>
区長会 (柴田委員)	<p>はい、区長会の柴田と申します。今回の下水道事業審議会というのは、実は 2 度目なんです。前も使用料改定について会議をしているんです。しかし、その当時の社会情勢（消費税増税、コロナ等）によってうやむやになってしまったと。またやってるんですね。それでまた、コロナ、コロナ…と、さっきも言ったようにコロナを理由にするのではなくて、もっと違う事を考えてくれないと、というのと、1 年間の猶予期間を設けて確実に上げるというのであれば、有意義な会議で意味のある会議であると思いますが、これでまたずるずると後回しになってしまうと、ここに参加した人たちは何もやっていない事と同じ事になってしまいませんか。と思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にご意見ございませんでしょうか。逆に先ほど発言された中で、SUBARU さんのお二人方、申し訳ないんですけども、1 年という猶予期間についてなにかコメント等ございましたら、なにかいただいてもよろしいでしょうか。</p>
大口使用者 (佐藤委員)	<p>はい、SUBARU の佐藤でございます。お世話様でございます。私はこの令和 7 年度の国の補助金の時期についてはマストであると思います。この夕</p>

	<p>イミングで上げるのがいいと思います。それでなんといいいますか、誠に申し訳ないのですが、今週の木、金曜日と（自動車製造）ラインを止めます。これは発表しておりますので、この場で申し上げますが、その理由というのが、中国上海がコロナで港が止まってしまっていて部品が入ってこないんですね。私どもは、従業員がコロナに感染してラインが止まることのないように非常に厳しい管理はしていて、従業員由来によるラインの停止というのはなかったんですよ。ですけれども、コロナで部品が入ってこないということで、ラインを止めざるを得ないと、そうなってきますと弊社はいいんですけれども、群馬県内の30万人の自動車事業に関わる人がいらっしやって、その中で下水道料金を払っている企業さんも沢山いるわけでありませよね。弊社SUBARUだけの問題でなく、大きな所でいえば、東亜工業さん、しげる工業さんとか…さらに下請けの中小企業さんという、私どもの意見として「上げます」としてしまいますと、多くの企業さんへの影響が非常に大きいというのがあって、なかなか「うん」というのが言いにくい所ではあるんですよ。ですから、そういった企業さんですと一般のご家庭で働いている人の直接の給料にも反映されていくと思います。経費ですから。そういったことを考えると、なかなかこのタイミングですぐというのは、値上げOKとは立場的に言いづらいと。ですので、令和7年度は（値上げの）マストとして、それまでの間で例えばですが、1つの案としてこの移行期間として2年間は均一型として、令和7年になった時に様子を見て、その頃には企業の部品供給の問題も解決してくると思いますので、企業もしっかりと御協力出来ると思いますので、じゃあ逡増型にしてというふうにして、それまでの間は、例えば均一型で少し様子を見させてもらうとか、そういった柔軟な対応というのを取っていただけないかなと思っている考えでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>先ほど、事務局の方から1年間までであれば、値上げを待つことが出来るということでしたので、（値上げに関して）2段階構成ではなくて、値上げを1年間待っていただくという点に対してご意見いかがでしょうか。均一型か逡増型かどちらかはもう選ばなければいけない段階まで来ているというのはこの会の流れとして決まっておりますので、それを選ぶのはこの後の段階なんですけど、その前の段階で1年間であれば事務局サイドか</p>

	<p>ら待つ事が出来ると、そして先ほどご意見出ていたように企業としては急な改定であるとか対応が辛いということでしたので、1年間だったら待てるということでしたが、その1年を待っていただいた方がいいのか、もう値上げするのもやむなしという意見もでていきますので、その点についてどうでしょうか。</p>
<p>大口使用者 (佐藤委員)</p>	<p>この1年間という期間は効果は大きいと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。先ほどの柴田委員の意見にも出ていたように、下水道の料金の話をするのは実は2回目の会議でして、前回の会議においても、「値上げはやむなしですね、上げるべきだよ」という意見にはなっていたのですが、(改定が)流れたという経緯がございます。今回も前回第3回の会議で、値上げに関しては皆さんご理解いただいた上で、長らく改定してこなかったのだから上げなければいけないという点に関しては、我々はこの議場で、あるいは、第2回として参加されている方は前回から引き継いで、下水道の市の置かれている状況というのに関しては、よくご理解いただいている上で、値上げに関してはやむなしという意見をもたれているのかなと思うんですが、今が令和4年でこれから市長に審議結果として報告をして、それからさらなる審議をして、いざ実施ということなので、例えば令和5年の4月から改定だということ、まあ少し皆さん市民の方々のご理解を得ることが難しいところがあるかと思います。もちろん、コロナだからと言って、どんどん先延ばしをしていくということは先ほど令和7年はデッドラインでここまでには確実に改定をしなければいけなく、そうでないと補助金がおりなくなるということもございますので、やらなければいけないリミットは決まっているのですが、1年待てるのであれば、その1年は市民に対する広報期間として、あるいはそれはお金の備えという所もあると思うのですが、幾ばくかは(料金が)上がるのでそれを見越して、支度をしてくださいといえる期間にもなるかと思うので、今回この答申案として、強く値上げはやむなし、先送りはしないでくださいと申し添えると共に、この1年間広報に努めて、太田市はこのように変わっていきますという期間をとること。それによって、一般的な暮らしをされている市民の皆さんも生活が助かる部分もあるでしょうし、企</p>

	<p>業側にとってもこの1年間は、それはMAX 2年間取れる方がいいのでしようけれども、1年は準備の期間として使えるので、まあ事務局の譲歩というわけではございませんが、1年待てるということであれば私としては、この1年を有意義に使っていただければと思うのですが、この点に関してご意見いかがでしょうか。</p>
<p>区長会 (橋本委員)</p>	<p>はい、今のに賛成です。ほとんどの市民はこのこと（下水道事業の赤字経営、改定やむなしの現況）について知りません。知らないですよ。だから、この前も1枚紙で下水道事業の実態周知の配布をしたと思うんですけど、ああいうのをしたことはすごい良かったと思いますね。ああいうものをもっと出していただいたほうがいいと思います。そうじゃないと、市民の理解が得られませんよ、これは。是非お願いしたいと思います。それで1年後には必ず値上げをするということを決定して、しっかりと市民周知をしていくと。それがいいんじゃないかと私は思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ、周知を出すためには、どの料金改定案とするのかをこの後決めなければいけないんですが、他にご意見ございましたらこの機会でございますので伺っておこうと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>大口使用者 (一ノ瀬委員)</p>	<p>はい、社会福祉法人の一ノ瀬と申します。宜しくお願ひ致します。私もですね、その意見に賛成ということになります。令和6年度から実施していただきたいということですね。本来であればですね、事業所という所はですね、非常に水道を使っている所でありますので、これが値上げとなってしまうと非常に痛いところではあるんですけども、経過措置等で、ここまで先送りされているという話も伺いましたので、また、値上げについても近隣の自治体とほとんど変らない料金改定であると伺いましたので、1年先送りしていただいて、令和6年からということ、その意見に賛成ということになります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは事務局、申し訳ないのですが、1年間は移行期間として、この期間を周知の期間として活用していただいて、よく理解を得ていただくことと、期日は決まっているということ、これを答申に反映するというところで、ご</p>

	<p>配慮宜しくお願い致します。</p> <p>さて、それでは『改定の時期』ということで少し割り込みがございましたが、この話についてはまとまったということで、これを踏まえて、この1年間の広報・周知活動を有意義におこなう為にも、今日の本題となりますが、料金体系を改定2案のなかからどちらかの改定案を選んでいただくということでおこなう必要がございます。審議会委員の皆様は、均一型の改定案1と逓増型の改定案2、この案の中からどちらの案が良いかということについて、今回はお1人ずつの発言・コメントを回して行って、それで意見の集約、多数決という形で決するというのでいきたいと思っております。順番で回していきますので、私から見ても隣で申し訳ないのですが、橋本委員からということで宜しくお願い致します。</p> <p>そして、発言の際には、マイクのボタンを押していただいて、お名前を名乗ってからどちらの案を支持するというので、ご意見をお聞かせいただければと思います。宜しくお願いします。</p>
区長会 (橋本委員)	はい、区長会の橋本と申します。私は、改定案2の逓増型5段階を支持したいと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。では、順に宜しくお願い致します。
区長会 (柴田委員)	はい、区長会の柴田です。私は、均一型でお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。では、順にお願い致します。
区長会 (板垣委員)	区長会の板垣です。私は、第3回の審議会において、値上げの為の審議会は、各方面の生活困窮者の方々のことを考えますと時期尚早であると申し上げました。なので、今日の2案についてどちらがよいかということになりましたが、そのことについてはお答えできません。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。では、順にお願い致します。
民生委員 (茂木委員)	民生委員の茂木です。私も、逓増型の改定案2に賛成ですけど、やっぱり一般家庭の水道の使用料というのは、大体40m ³ がほとんどでしたね、ですから均一型にすると料金が2ヶ月で200円程(逓増型に対して)高くなりますよね。これがずっと今後続いて積み重なっていくとかなりの額が負担の差として生まれてくると思いますので、逓増型でお願いしたいと思っております。それで、先ほどの令和6年度まではこのまま(現行)の料金

	をとということにも賛成します。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。では、順にお願い致します。
民生委員 (大谷委員)	民生委員の大谷と申します。私も逡増型の方に賛成です。私は住んでいるのは強戸地区でほとんどが浄化槽を使っている地区なんですけれども、周りの方はそういったことも含めてよく知らないなので、やっぱり周知をしていただきたいと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。では、順にお願い致します。
農業団体 (清水委員)	農業委員の清水です。逡増型でお願いしたいと思います。やはり私たち農家では下水道を使っている地区がほとんどないんですね。そんなことで逡増型でお願いしたいと思います。
議長	はい、ありがとうございます。では、順にお願い致します。
農業団体 (青木委員)	農業委員の青木と申します。宜しく申し上げます。私も逡増型に賛成になります。それで令和5年からと言ったときに時間がないなと思ってましたけれども、令和6年度からということなので、賛成致したいと思います。
議長	はい、ありがとうございます。では、順にお願い致します。
大口使用者 (一ノ瀬委員)	はい、一ノ瀬です。逡増型でお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。では、順にお願い致します。
大口使用者 (森下委員)	はい、SUBARUの森下です。私の方からは均一型で120円/m ³ の方で考えていただきたいと思います。理由としましては、先ほど、うちの佐藤の方が喋ったこともございますが、一般家庭でいうと使用水量は50m ³ ぐらいかと思います。それで、今この料金改定案、逡増型でも50m ³ で120円というところで一般家庭でもそれぐらいなのかなと思います。それでそこに来て企業団体だけどんどん金額が上がっていくというところについては違和感を感じるころがございますので、一旦は今回の改定案の中では均一型120円の方にさせていただきたいと考えております。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、最後になりますが宜しく申し上げます。
大口使用者 (佐藤委員)	SUBARUの佐藤です。森下と全く同じ意見でございます。均一型でございます。

<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、皆さんからご意見出たところで、最後議長である私の意見票でございますが、私としては均一型の方がシンプルで良いと感じていましたので、均一型に任せさせていただきます。この結果、均一型が4票、逡増型が6票、棄権された方が1票ということで、ご意見が出揃いましたので、逡増型を推すという意見が多いので、本会議の意見と致しましては、『逡増型』ということで一旦決着を持ちたいと思います。どちらを選びましても、下水道の市の行政としては、達成率80%程度ということで当面の経営改善の目標については、達成できるかと思しますので、あとは経営努力に努めていただいで…ということになるかと思ひます。では、今回『改定案2の逡増型』で決定と致しまして、これを基に次回審議会以降、答申案を事務局が作成し、これを委員の皆様へ提示をして、そのあと市長に対して答申、議会に上程という流れになると思ひます。</p> <p>それを含めまして、今後の流れについて事務局より説明をいただきたいと思ひますので、宜しくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見等ありがとうございました。今回につきましては、先ほど決定したように進ませさせていただこうと思ひております。なお、1年間の猶予期間（周知期間）については、きちんと事務局サイドでも市民周知をおこなって参りたいと思ひております。宜しくお願ひ致します。それでは、このいただいた意見を基に答申書（案）を作成させていただきますして、次回第5回審議会にて提示させていただきます、完成とする予定でございますので宜しくお願ひ致します。</p> <p>この後、目次3の説明のところ、本日決定した審議内容（改定案）を答申案として取りまとめて、どのような流れで料金改定まで進むのかの一連の流れについて簡単に説明をさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、その前に9ページをご覧ください。目次の「2. 今後の料金改定の課題」ということで、今後さらなる将来に向けての下水道使用料の行く末ということで、改めてとなりますが、第1回目の審議会の時に説明させていただいたおさらいも兼ねて、今後の料金改定の課題について説明させていただきます。上段の文章にて、平成17年に国が初めて「使用料の適正化」として、「使用料単価を1 m³あたり150円（家庭用使用料、1</p>

	<p>ヶ月に 20 m³で 3,000 円)」と基準を示しました。先日、委員の皆様からいただいた意見の中で、この『「1 m³あたり 150 円（家庭用使用料、1 ヶ月に 20 m³で 3,000 円）」というのはそもそもどういった基準なのか』という意見をいただきました。これについては、国が算出した数値であり、都会等の人数が多く効率的に処理ができていた自治体を含めて全国平均的な数値であります。その当時（平成 15 年決算値）で水道の使用料が「使用料単価を 1 m³あたり 176 円（家庭用使用料、1 月に 20 m³で 3,119 円）」であったこと等を鑑みて示された数値であり、この基準が今日まで適用されている訳であります。続いて、下の文章をご覧ください、平成 26 年総務省の通知においても、下水道事業（公営企業の経営）については、「最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月 20 m³で 3,000 円」と改めて示されている訳であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、続いて 10 ページをご覧ください。先ほど課長の関の方から料金改定の時期における意見の話の中で時限的問題について少し回答させていただいた部分がございますが、改めてご説明させていただきます。令和 2 年に国交省より『下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項』という事務連絡にて、新たな基準が示されました。現在下水道事業で国からもらっている補助金（社会資本整備総合交付金）について、次の 3 点いずれも該当する場合、重点配分の対象から外れる可能性があるというものであります。その 3 点というのが、令和 7 年度以降・・・と書いてある所の文章となりますが、『令和 7 年度以降までに、使用料単価が 1 m³あたり 150 円未満であり、かつ経費回収率が 80%未満であり、かつ 15 年以上使用料改定を行っていない場合。』ということで、これらいずれも該当した場合に、補助金をもらえなくなる可能性があるというものになります。太田市においては、このまま改定をしないままでしたら、丁度令和 7 年度にこれらすべてに該当する事となっていました。今回、審議会の中で料金改定の最終案が決まり、この案を基に議会に上程を行い改定を行うということで決まった場合、矢印の下をご覧ください、補助金の条件 3 点のうち、使用料単価については 1 m³あたり 120 円で未達成となりますが、経費回収率は 80%で達成、使用料改正も令和 7 年度までには行えるということで達成ということになりまして、3 つの基準の内 2 つは</p>

	達成しておりますので、補助金をもらえなくなる可能性からは外れることとなります。
事務局	<p>それでは、続いて11ページをご覧ください。それでは、ここで今後の料金改定の課題ということで、今回の審議会では、現行料金の経費回収率67.3%（単価101円）⇒80%（単価120円）を達成する料金改定案を決定致しました。しかし、目指すべき経費回収率100%（単価150円）にむけて、今後段階的に改定を行う必要があります。というのは、以前説明させていただいたように、本来、下水道事業の経営は、その事業に伴う収入（下水道を使用している方の使用料）だけをもって、事業運営をしなければならない「独立採算制の原則」が適用されるためです。今の太田市の現状は、国が認めている範囲以上の一般会計からの繰入金（下水道を使用していない人の分を含めた税金）を投入してしまっているという事を是正しなければならないという課題は残る訳であります。こちらについては、下水道事業運営の改善を図り、かつ今後の社会情勢を鑑みながら、『次回改定の時期』を勘案し、経費回収率100%を達成するといった段階的改定の必要があります。こちらについては、下水道課が策定している下水道経営戦略を5年に1回の見直しを行っておりますので、そこで具体的な時期について定める予定であります。</p>
事務局	<p>それでは、最後に目次の「3. 料金改定までの流れ」について説明させていただきます。それでは、資料の12ページをご覧ください。こちらは諮問と答申の関係となりますが、第1回目の審議会の場において、太田市下水道課（事務局）側から有識者や特定の機関などに意見を尋ね求めるという『諮問』をさせていただきました。太田市長より長谷川会長に諮問書を提出させていただいたと思います。そして、諮問機関から行政官庁に対して意見を述べる『答申』を委員の皆様に行っていただくこととなります。今回の審議会においては、審議内容である「下水道使用料の適正化（改定）について」、そして、協議内容である「下水道区域の見直しについて」「浄化槽の補助金について」の計3点に関して、委員の皆様にご審議いただき本日の第4回審議会までにおいて、意見の取りまとめが出来たと思います。これらいただいた意見を基に次回の第5回審議会に事務局の方で答申書（案）を提示させていただき、その内容について委員の皆様にご精査して</p>

	<p>いただき、正式な答申書の完成となります。その後、審議会の長谷川会長より事務局の太田市長へ答申書を提出していただき、この答申内容を基に議会等に提案するという流れとなっております。</p>
事務局	<p>続いて、資料の13ページをご覧ください。先ほどの要点3点であります「下水道使用料の適正化の適否、下水道全体区域及び浄化槽事業の基本的な方向性について意見を求める」と記載してあります諮問書の通り、委員の皆様におかれましては第1回から第4回までの審議会を通じてご審議いただき、基本的な方向性の意見の取りまとめが出来ました。これら意見を集約させていただき、次回第5回までに事務局にて答申書（案）を作成いたしますので、次回第5回審議会ではその内容をご覧ください、精査いただければと思います。宜しくお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは最後に14ページをご覧ください。こちらは、料金改定までのおおまかな日程となります。審議会においては、昨年令和3年度10月の第1回目からはじまり、次回5月開催予定の第5回までの計5回の審議会にて、料金改定等の方向性についての意見を集約した答申を作成といたしまして、ここまでが本審議会の流れとなります。その後、この答申内容を9月開催予定の議会に提案（上程）し、議会の中で審議を行います。その後、下水道料金改定が正式に決定となりましたら、広報・HP等での料金改定についての周知を行いたいと思いますが、令和5年度4月までとなっているんですけれども、先ほどのご審議の中で話に上がりました通り、令和6年度まで周知期間をしっかりとおこない、令和6年度から新料金とする流れでいきたいと思いますので、そちらに関しては事務局の方で、周知期間を設けて市民が納得の出来るよう活動して参りたいと思います。その一環で『改定についてのお知らせ文』を水道検針の際に太田市全戸配布するというのも一案として考えております。そして、料金改定のスタートについては、令和6年4月といった流れで料金改定となる予定となります。ここまでが料金改定までの流れを簡単にご説明させていただきました。</p>
事務局	<p>以上が料金改定の簡単な流れについてのご説明となるのですが、続いて最後に、その他事項と致しまして、資料はないんですけれども、公共下水道事業の計画変更案の縦覧結果について、下水道一係長の高柳より説明致します。高柳補佐、宜しくお願い致します。</p>

事務局	<p>下水道一係の高柳です。着座にて失礼致します。資料はないんですけれども、ご報告をさせていただきます。料金改定と併せまして、公共下水道事業の全体計画区域の市街化調整区域を外していくということで、第2回の審議会の中でも、説明させていただきましたが、その計画案について、4処理区の内、3処理区の縦覧手続きを実施致しましたので、その結果についてご報告させていただきます。まず、流域関連下水道の西邑楽処理区と佐波処理区の計画案の縦覧を2月22日から3月8日までの2週間実施しましたが、縦覧者、意見書の提出共にございませんでした。また、太田市単独公共下水道の処理区については、計画案の縦覧を3月31日から4月14日まで実施致しましたが、こちらは縦覧者が1名、意見書の提出はございませんでした。以上、ご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>以上で事務局としての説明を終わりとさせていただきます。それでは長谷川議長宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今後控えている流れ、手続き的なところ、下水道環境を取り巻くところ。それから経営の効率化に関すること。3点ほどご説明がありました。</p> <p>それでは、今の説明に関して全体を通して質疑等ございませんか。</p> <p>特にございませんかね。はい。</p> <p>それでは、この会これで一つ区切りとさせていただきますが、全体を通しての総括ということで、私議長のほうから少しまとめというか、コメントをさせていただこうと思います。</p> <p>今回、値上げに関してやむなしというところで、均一型の1案か逡増型の2案かというところを論点として、会を今まで4回まで重ねてきたわけではございますが、結果的に改定案の形は『逡増型』ということで決しましたが、意見も分かれるところがあり、また、値上げそのものに対して反対であるという意見も、これらの意見に関してはきちんと議事録の方に残っておりますので、その点は今後答申が出た後でも、こういった話があったのかということで、きちんと参照はされることかと思えます。太田市は工業都市ということで多くの工場を抱えるところでもあり、また、住民も約30万人都市ということで、多数住んでいらっしゃる。そしてそこに一般財源が流れ込んでいる、下水道に関わっていないのに下水道分の税金を</p>

	<p>払ってしまっている不公平感の解消等、色々と取り組むべき課題、そしてこれから先、市の行政あるいは市の形をどのようにもっていくのかということ、で沢山考えるべき所はあるかと思いますが、とりあえず一旦ここで、前回先送りされてしまったという意見がございましたが、その点も踏まえて、下水道の行く末というものに対して、答申を一つ出すことが出来た点に関しては良かったかと思えます。</p> <p>では、このあとなんですけれども、次回で答申案を作って、それを皆さんで見ていただいた上で、最後締めということになります。その次回、「次第4 その他（次回開催日程及び審議内容）」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、それでは只今、日程表の通知文をお配りさせていただいておりますので少々お待ちください。</p> <p>それでは、只今お配りさせていただいた通知文をご覧ください。次回、開催日時及び審議内容の説明をさせていただきます。</p> <p>今回は、令和4年5月30日（月）午後1時30分から、本日と同じ会場であります太田市役所4階常任委員会室でおこないます。出欠につきましては、1週間前の5月23日（月）までに事務局に連絡をお願いいたします。</p> <p>また、次回第5回が最後の審議会となりますが、内容としては「下水道使用料の答申案」となります。本日決定しました改定案を基に具体的な答申書（案）を委員の皆様へ提示させて頂いて、検討し、これを持って市長に対する答申と致したいと思っております。宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、只今、事務局より次回開催日程及び審議内容の説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、質疑等ございませんか。事前に予告されていた日でございますけれども、新年度ですので、色々と状況等も変わるかと思えますので、変わりましたら改めてその時事務局から案内が来るかと思いますが、とりあえず、令和4年5月30日（月）午後1時30分の日程については、確保していただくようお願い致します。</p> <p>それでは、ほかに質疑等ございませんでしょうか。</p>
区長会 (柴田委員)	<p>はい、1年間延長、猶予期間があるということで、ちょっとお願いがあるのですが、今の介護保険の評議委員にも私になっているんですよ。それ</p>

	<p>で、現在、太田市が約 23 万人のうち、年間 2 万 8 千円を払う人が約 7 千人。この 7 千人というのは、年間収入が 80 万以下という方たちが 7 千人いるということですが、この数はもっと増えていると思います。それで我々はこう健全な形で話をしていますので、令和 6 年度まで時間がまだありますので、その間にそういう人を対象として優しく伝えるようお願いしたいのですが。以上です。</p>
議長	<p>はい、わかりました。広報・周知に関して、優しく伝えていくということと丁寧に説明をしていくということとご配慮いただければと思います。</p> <p>では、他にはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは以上をもちまして会議を終了し、議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>(5 閉会)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>